平成３０年３月作成

　○○○○幼稚園　園則兼運営規程

　（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこのこども園の名称及び所在地は，次のとおりとする。

　(1)　名　称　　○○○○幼稚園

　(2)　所在地　　豊中市△△・・・・・

　（施設の目的）

第２条　○○幼稚園（以下「当園」という。）は，学校教育法第２２条及び第２３条に基づき義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

　（運営の方針）＜園の方針を記載＞

第３条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

４　当園は，「幼稚園設置基準（昭和３１年１２月１３日文科省令第２３号）」その他関係法令を遵守し，施設運営を実施するものとする。

　（利用定員）

第４条　当園の利用定員は，子ども・子育て支援法（以下，「法」という。）第１９条第１項第１号の子ども（次号に掲げる３歳以上児子どもに該当するものを除く。以下「１号認定こども」という。）〇〇人とする。

　（提供する教育・保育の内容）

第５条　当園は，幼稚園教育要領に基づき，以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

　(1)　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し，当該支給認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

　(2)　時間外保育

　　　就労等の理由により，支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は，当該支給認定に係る園児に対し，第７条に規定する時間の範囲内において，法第５９条第１号に規定する時間外保育を提供する。

(3)　一時預かり保育事業　※実施する場合、記載してください。

　　　家庭において保育（養護及び教育（児童福祉法第３９条の２第１項に規定する満３歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより主として昼間のこども園において一時的に預かり、法第５９条第１項第１０号に規定する必要な保護を行う。

(4)　病児保育事業（体調不良児型）　※実施する場合、記載してください。

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった未就学児童であって、疾病にかかっているものについてこども園において、法第５９条第１項第１１号に規定する保育を提供する。

　(5)　食事の提供　※下記のいずれかを記載してください。

　　　自園で調理した給食を提供する。

　　　自園で委託事業者が調理した給食を提供する。

　　　委託事業者が調理した給食を当園に搬入し提供する。

　(6)　その他保育に係る行事等

　（職員の職種，員数及び職務の内容）

第６条　教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。

　(1)　園長　1名（常勤専従）

　　　園長は，職員及び業務の管理を一元的に行い，職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに，園児を全体的に把握し，園務をつかさどる。

　(2)　教諭　○○名（常勤専従○○名，非常勤○○名）

　　　保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(3)　学校医（内科、歯科、眼科、耳鼻科）　各１名（非常勤○名）

　　　学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

　(4)　学校歯科医　○名（非常勤○名）

　　　学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

　(5)　学校薬剤師　○名（非常勤○名）

　　　学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(6)　看護師　○名（常勤専従○名，非常勤○名）

　　園児の看護および保健衛生の業務を行う。

(7)　事務員　○名（常勤専従○名，非常勤○名）

　　園運営の事務等の役割を行う。

　（学年及び学期）

第７条　当園の学年は、４月１日に始まり、翌３月３１日に終わる。

２　１年を次の３学期に分ける。

第１学期　　４月１日から〇月〇日まで

第２学期　　〇月〇日から〇月〇日まで

第３学期　　〇月〇日から３月３１日まで

　（教育・保育を提供する日）

第８条　教育・保育を提供する日は，月曜日から金曜日までとする。

２　休園日は次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 夏季休業　　○月○日から○月○日まで

(5) 冬季休業　　○月○日から○月○日まで

(6) 学年末休業　○月○日から○月○日まで

(7) 学年始休業　○月○日から○月○日まで

(6) 開園記念日　○月○日

　（教育・保育を提供する時間）

第８条　保育を提供する時間は，９時から１７時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。なお，上記以外の時間帯において，就労等の理由により保育が必要な場合は，〇時から９時まで、１７時から〇〇時までの範囲内で，時間外保育を提供する。

　（利用者負担その他の費用の種類）

第９条　当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は，居住する市町村の定める利用者負担金（保育料）を当園に支払うものとする。

２　当園は，支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において，災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については，当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合，当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう，特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　当園は，前項の支払を受けるほか，特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち，別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第１０条　当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた１号認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

２　１号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。＜実際の選考方法を記載＞

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) ○○の場合は、前号の次に優先して入園させる。

(3) その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。

４　当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１１条　退園又は休園しようとする時は支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

　（緊急時における対応方法）

第１２条　当園の職員は，教育・保育の提供を行っているときに，園児に病状の急変，その他緊急事態が生じたときは，速やかに学校医又は園児の主治の医師に連絡する等，必要な措置を講じるものとする。

２　教育・保育の提供により事故が発生した場合は，豊中市及び園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じるものとする。

３　当園は，事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて，消防計画等を作成し，防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め，少なくとも毎年２回以上，避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１４条　当園は，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１５条　当園は，教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存するものとする。

　⑴　教育・保育の実施に当たっての計画

　⑵　提供した教育・保育に係る提供記録

　⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

　⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（連携施設）※連携先になる場合、記載してください。

第１６条　当園は、○○保育園（豊中市○○１丁目○-○-○）の連携施設として以下に掲げる内容について連携するものとする。

※複数施設がある場合は施設ごとに連携内容を記載する。

(1)　食事の提供

　(2)　嘱託医による健康診断等

　(3)　屋外遊戯場の利用

(4)　行事への参加による合同保育の実施や保育内容の相談、助言

　(5)　当該施設職員の病気、休暇等時の代替保育に関する後方支援

(6)　卒園後の受け入れ

（２号３歳児枠　　　人　、１号３歳児枠　　　人）

　（その他運営に関する重要事項）

第１７条　その他、本園則に記載以外の重要事項は「園のしおり」のとおりとする。

附　則

　この規程は，平成●●年●月●日から施行する。

別　表

１　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 |  | 月額　　　　　　　　円 |
| ○○費 |  | 月額　　　　　　　　円 |
| ○○費 |  | 年額　　　　　　　　円 |

＜例＞

・○○行事に係る費用

・制服代

※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付する。

２　延長保育に係る利用者負担

　　1時間　〇〇〇円

３　保育の提供に要する特定負担額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| 入園料 |  | 円 |
|  |  | 月額　　　　　円 |
|  |  | 年額　　　　　円 |